

調布都市計画公園の変更原案に関する公聴会議事録

日時：令和８年８月28日（金）午後６時30分から午後７時20分まで

場所：上和泉地域センター

出席者：参加者 ７人

議長 まちづくり推進課長

事務局 都市建設部理事（兼）まちづくり事業課長、環境政策課長、
まちづくり事業課主幹、まちづくり事業課長補佐
まちづくり事業課主査、環境政策課水と緑の係長、
まちづくり推進課都市計画係長

議題：都市計画変更原案（調布都市計画公園の変更）

配付資料：資料１ 調布都市計画公園の変更原案に関する公聴会

資料２ 調布都市計画公園の変更（狛江市決定）

（議長）

それでは、定刻になりましたので、これより、都市計画変更原案に関する公聴会を開会いたします。

着座にて、続けさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、公聴会に御参加いただき、誠にありがとうございます。

公聴会とは、都市計画法第16条第１項の規定に基づき開催される会となり、狛江市都市計画に関する公聴会運営規則第４条に基づき、議長が指名され、会を主宰するとされています。

私は、本日、議長の指名を受けております狛江市都市建設部まちづくり推進課長の萩原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この度の都市計画変更は、都営狛江アパートの建て替えを契機とした都市計画公園の廃止及び追加によるものです。

本日は、都市計画変更原案について、皆様から、御意見を伺いたいと思います。限られた時間ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、市の職員から自己紹介をお願いいたします。

（事務局各々自己紹介）

狛江市都市建設部理事兼まちづくり事業課長の岩渕でございます。

同じく、まちづくり事業課主幹の坂部でございます。

同じく、まちづくり事業課長補佐の石田でございます。

同じく、まちづくり事業課主査の九鬼でございます。

狛江市環境部環境政策課長の久保でございます。

同じく、環境政策課水と緑の係長の田所でございます。

狛江市都市建設部まちづくり推進課都市計画係長の安岡でございます。

(議長)

会の手順ですが、先ず、都市計画変更原案の内容について、説明があります。その後、皆様からの御意見を伺います。会場の都合により、概ね1時間半の会とさせていただきます。

また、皆様には、注意点が4つございます。

1点目は、意見を述べることができる方についてです。公聴会運営規則では、都市計画案について利害関係を有する者が意見を述べることをとしています。狛江市在住・在勤の方を想定していますが、利害関係をこちらで限定することは、難しいため、御自身で御判断願います。

2点目は、プロジェクターを使用時に、会場内の照明を一部暗くさせていただきますので、御了承下さい。

3点目は、会の記録作成のため、録音と写真撮影を行います。写真撮影は、出来るだけ顔が写らない様、会場後方からいたしますので、御協力をお願いします。

4点目は、携帯電話・スマートフォン等の音の鳴る機器は、電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。

それでは、都市計画変更原案の内容について、説明をお願いします。

(事務局)

(1 ページ)

初めにお伝えさせていただきますが、本日は狛江市の都市計画公園の変更に関する公聴会のため、説明内容及びその後の質疑については、公園に関連したものとしますので、御承知おきください。

それでは、調布都市計画公園の変更について、御説明いたします。

(2 ページ)

はじめに、整備の概要です。都営狛江アパートの建て替えを契機として、3つの都市計画公園である、藤塚第一公園・第二公園・第三公園を新たに藤塚公園として1つの都市計画公園に集約します。また、併せて、狛江アパート敷地内に設置されている藤塚第四公園についても、同様に建て替えに伴い廃止し、新設する藤塚公園に集約します。ただし、藤塚第四公園については、都市計画公園に指定されていないため、この後の説明内容では触れません。

公園の工事は、都営狛江アパートの建て替えに伴い東京都が行います。現在、東京都から伺っている計画では、新設の藤塚公園は概ね令和24年度頃に整備となっています。また、既存公園の廃止については、団地の建て替えに伴い順次進んでいきますが、最も大きい藤塚第三公園は、新たな公園の整備完了までは、使えるように東京都に要望しています。

新設公園の工事は15年以上先ですが、都市計画公園である3つの藤塚公園と新設公園は、団地の建て替えに併せて、都市計画法上の手続きが必要なため、本日の公聴会を開

催した次第です。

(3 ページ)

続いて、藤塚第一・第二・第三公園周辺の概要です。今回、都市計画変更を行う藤塚第一・第二・第三公園は、東京都により建て替えが検討されている都営狛江アパートの区域内に設置されています。本地区にはこれらの公園のほか、公共施設や西部医療センターが隣接しています。

(4 ページ)

続いて、上位計画における本地区の位置付けです。公園に関する位置付けについては、「狛江市都市計画マスタープラン」において、都市計画公園等は地域の特性等に応じて機能再編や再整備を図ることとしています。また、「狛江市緑の基本計画」においては、身近な公園の機能再編を施策の一つとしており、小規模公園の機能再編・再整備の推進等を行うこととしています。

(5 ページ)

拠点に関する位置付けについては、都営狛江アパートを含む西部医療センター周辺は「都市計画マスタープラン」において「医療防災拠点」に位置付けられています。地域医療の中枢を担う西部医療センターが核となり、医療及び防災の活動の場となるよう、病院の建て替えとともに、必要なオープンスペースを確保し、周辺に必要な都市機能の誘導を図ることとしています。

(6 ページ)

次に、最初の概要の説明とも重複しますが都市計画変更の内容です。藤塚第一・第二・第三公園はそれぞれ小規模な都市計画公園となっており、現在、地域の交流の場として機能しています。これらの都市計画公園について、都営狛江アパートの建て替えを契機として、先ほど御説明した上位計画等により、都市計画道路3・4・23号稲荷前線沿い・オーケーストアの向かいの1か所に集約することで、まとまったオープンスペースの確保による防災機能向上のほか、周辺住民や来訪者等にとっても公園が利用しやすくなる等、交流機能の向上を図ります。

以上のことから、藤塚第一・第二・第三公園の約0.46ヘクタールを廃止し、新たに藤塚公園の約0.52ヘクタールを追加する都市計画変更を行います。なお、面積を精査した結果、藤塚第一公園の面積に錯誤があったため、併せて修正します。

(7 ページ)

最後に今後のスケジュールについて説明します。本日御説明した都市計画変更原案の公告日は8月31日(月)、縦覧期間は9月1日(火)から14日(月)までの2週間となります。都市計画原案に対する御意見につきましては、9月1日(火)から9月24日(木)までの期間中において受け付けます。このことは、8月1日号の広報こまえにも掲載しています。その後、10～11月頃に東京都と協議を行い、今回の御意見を踏まえて、12月頃に都市計画変更案を作成し、改めて公告・縦覧と意見書提出期間を設けます。その後、令和9年2月を目途に都市計画審議会に諮問し、決定・告示を行う予定です。

説明は以上となります。

(議長)

これより、御意見を受け付けます。

御意見のある方には手を挙げていただき、私から指名をさせていただきます。係の者がマイクをお届けしますので、マイクを利用して、御発言をお願いします。

また、御意見の前には、「狛江市和泉本町一丁目の〇〇です。」と、お住いの町名とお名前をお願いします。

後日、議事録を作成する予定ですが、お名前は載せませんので、御協力ください。

なるべく多くの方から、御意見をいただきたいと思います。簡潔にまとめた御発言に御協力ください。

それでは、御意見のある方は挙手をお願いします。

(参加者)

藤塚第四公園は、都市計画公園ではないため、今回の説明対象ではないとのことですが、公園面積はどの程度なのかと、当公園についての意見は、どこに申し出れば良いかを教えていただけますか。

また、新しい公園は、西部医療センターの付近に集約されるとのことですが、新設する位置を決めた経緯と、公園の中にどのような遊具を設置するのか等をどこで議論するのかを教えていただけますか。

(事務局)

まず、藤塚第四児童公園の面積は、1,092.22㎡です。

どのような遊具を置くかは、今後東京都と協議をして検討いたします。その中で、地域の皆様からの要望があれば、可能な範囲で東京都と調整していきたいと考えております。

(事務局)

新しい公園の位置は、東京都の団地建て替え計画に合わせて検討されたものです。

(参加者)

公園を1か所に集約すると、場所によっては遠くなるため、藤塚第四公園は残すなどの対応ができるのでしょうか。また、新しい公園の園内整備に係る具体的な要望がある場合は、いつ、どこに、どのように申し出れば良いのでしょうか。

(事務局)

今の計画では藤塚第四公園も廃止して集約する計画になっております。新しい公園の事業計画では、工事の時期を令和24年度以降としていることもあり、まだ具体的な調整などはしておりませんので、現段階でどのように御意見を聴取するかは、まだ決定しておりません。

(参加者)

資料7ページの一番下に、都市計画審議会と記載がありますが、これの開催主体は、狛江市か東京都かどちらでしょうか。

(事務局)

都市計画審議会は、狛江市の審議会になります。

(参加者)

公園のデザインは決まっていますか。

(事務局)

先ほどのお答えと同じになりますが、具体的にどのような公園とするかは決まっていない状況です。地域の皆様からの要望も踏まえながら、可能な範囲でそれを反映していければと考えております。

(参加者)

デザイナーを募集する予定はありますか。

(事務局)

それも含め、これから検討していきたいと考えております。

(参加者)

公園を集約することによって、面積は減りませんか。

(事務局)

面積は減りません。藤塚第一公園、藤塚第二公園、藤塚第三公園、藤塚第四公園の合計面積よりも大きくなります。

(参加者)

東京都の建て替えに関わる計画は、団地にお住まいの方以外にも内容を開示して、理解できるようにしてもらえますか。

(事務局)

建て替えについては、都の問い合わせ先をお伝えします。

(参加者)

資料に記載されている、藤塚第一、藤塚第二、藤塚第三公園の面積と藤塚第四公園の面積を合計すると、新設される公園より廃止される公園の面積が大きくなりますが、いかがでしょうか。

(事務局)

藤塚第一・第二・第三及び第四公園の面積のうち、公園として開園しているのは0.5ヘクタールで、新設される公園は0.52ヘクタールですので、面積は大きくなります。

(参加者)

この表紙に、調布都市計画公園とありますが、狛江市と東京都の事業にも関わらず、なぜ調布という文言が記載されているのですか。

(事務局)

東京都の計画において、狛江市と調布市は一体の都市計画区域として定められています。そのため、両市はともに調布都市計画として表記されます。一方で、公園については、それぞれの自治体で決定されることになります。したがって、今回の都営狛江アパート内の公園は、名称自体は調布都市計画公園ですが、狛江市が決定します。

(参加者)

現在の団地敷地内に点在させるような公園配置は、団地が作られた当時に、どのような意図があって設計されたのかを教えてください。

また、今回の公園の新設による、メリットやデメリットを示した資料があるのか教えてください。

(事務局)

当時の設計の意図は分からないところです。新設する公園について、市の上位計画の中で小規模公園は、機能再編や再整備を図り、公園の魅力を高めるとしています。また、市の都市計画マスタープランでは、この地域を医療防災拠点としており、再整備により防災機能の向上を図ることができます。利活用の観点でも、都市計画道路に隣接することによって周辺住民や来訪者等にとっても活用しやすい公園になります。

(参加者)

当時の公園の設計の背景などは、東京都に聞けば教えてもらえるのですか。

(事務局)

確認させていただきます。

(参加者)

先ほど防災機能強化が目的としてあると話の中にありましたが、前原公園には手動のポンプやトイレに使うような水、防災用の機材等を置いてあります。計画する公園にはそういったものは作るのかお聞きします。

(事務局)

現時点でこういったものを設置するかは決まっておらず、これから東京都と協議をしますので、地域にお住まいの方からこういう機能が欲しいということがあれば、御意見として東京都の方にお伝えし、これから検討してまいります。

(参加者)

4ページから6ページに記載されている、機能再編や再整備、各種機能の向上などについて、具体的に定まったら、狛江市民に周知してもらいたいと思います。例えば5ページに記載されている必要なオープンスペースを確保するというのであれば、これは何㎡必要なのか。

また、資料6ページには防災機能の向上、交流機能の向上と記載されておりますが、具体的な内容が分からないので、こちらも内容が定まった段階で、狛江市民に周知をお願いします。

(参加者)

人口が減少傾向にある中、都営住宅を建て替える計画自体に私は疑問を感じています。人口が減少していく中、今までと同様に建築するのではなく、空間を広げるという方向の方が良いのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(事務局)

今の質問に対する直接のお答えではありませんが、都営狛江アパートの募集倍率は高く、入居を希望する方が多いため、人口が減ったとしても、直ちに空室が生じることは考えづらいのではないかと考えております。計画上の話は東京都に伺っていただくことになります。

(参加者)

上和泉地域センターは市の施設ですが、今後どのように整備することになりますか。
(事務局)

上和泉地域センターは、将来の建て替えに伴いまして、別の場所に移転するという方向です。団地の建て替えの御質問に関しては、東京都の事業であるため、お問い合わせ先をお伝えします。

(参加者)

この度の公園の整備は、憩いの場としての公園ではなく、防災拠点としての位置付けを重視していると思受けられます。防災拠点としての運用を想定し、狛江市と東京都で協議した結果、複数の公園を集約して面積を大きくしようと考えたということでしょうか。

(事務局)

公園の配置は、東京都の団地建て替え計画によるものですが、公園配置は、市の上位計画とも整合しているというのが、市の考え方です。

(議長)

他に公園に関する御質問、御意見等ございますか。それでは、意見受け付けを終了します。閉会后、もし何かございましたら、担当の方にお問い合わせいただければと思います。

最後に、今後の流れの説明をします。

先ほど、スケジュールでも説明がありましたが、本日いただいた、都市計画変更原案に対する御意見は、令和8年9月1日（火）から令和8年9月24日（木）の期間に提出された意見書と合わせて受け付けます。

また、本日の御意見とは別に、意見書の提出を希望する方は、受付に提出方法の資料を用意しておりますので、退出時にお持ち帰り下さい。

なお、意見書の提出につきましては、利害関係を御記入の上、御提出いただくこととなります。ホームページにも意見書の提出方法を掲載しておりますので、そちらも、御利用ください。

それでは、以上で都市計画変更原案に関する公聴会を閉会いたします。本日はありがとうございました。